

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成19年三重県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規程に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（旅費の計算方法）</p> <p>第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第4項までの規定中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、<u>同項及び同条例第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（旅費の計算方法）</p> <p>第6条 政務活動費の支出に係る旅費については、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、同条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、同条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、<u>同条例第7条第7項、第9項及び第11項並びに第8条中「公務上」とあるのは「政務活動上」とする。</u></p>

第10号様式を次のように改める。

第10号様式 (第9条第1項第2号関係)

旅費等支出計算書 (会派分、議員分) (経費区分 費)

旅 行 者 職 氏 名				⑨	
用 務					
日 程 及 び 行 き 先	年 月 日 ~	年 月 日			
	都・道・府・県	(郡)	市・町・村		
	(行き先の名称)				
支 出 内 訳	1 旅費				円
	(運賃等 1)				円)
	(運賃等 2)				円)
	(運賃等 3)				円)
	(運賃等 4)				円)
	(運賃等 5)				円)
	(自家用車使用	円/km	×	km =	円)
	(宿泊費	円/泊	×	泊 =	円)
	(政務雑費				円)
	(加減額 1)				円)
	(加減額 2)				円)
	(加減額 3)				円)
	2 付随する経費				円
	(参加費、資料代等				円)
	(手土産代	円/箇所	×	箇所 =	円)
(その他 1 (内容				円)	
(その他 2 (内容				円)	
(その他 3 (内容				円)	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から平成31年4月30日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費については、この規程による改正後の三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程第6条の規定にかかわらず、三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（平成30年三重県条例第〇〇号）による改正前の三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年三重県条例第44号。以下この項において「旧条例」という。）第6条から第8条までに規定する旅費の例により、計算することができる。この場合において、旧条例第6条中「職務」とあるのは「政務活動」と、旧条例第7条第2項から第9項まで及び第11項中「公務雑費」とあるのは「政務雑費」と、同条第7項、第9項及び第11項並びに旧条例第8条中「公務上」とあるのは、「政務活動上」とする。

3 この規程の施行の日から平成31年4月30日までの間に交付される政務活動費の支出に係る旅費のうち自家用自動車等による旅行をする場合の車賃の額については、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき30円として計算するものとする。